俗說贅辨

下

和書門
類
一九〇五四號
一八二函
一三架
五冊

內閣文庫
和書
類
一九〇五四號
五冊
二一二函
七架

內閣文庫

番號	和 19054	
冊數	5 (3)	
函號	212	68

国立公文書館
National Archives of Japan

俗説贅辨三目録

一 貝殻のうらなひの説
一 たゝみ[シヒヱ]の説
一 神主紙作る説
一 兎毛[モロコシ]の菓子説
一 繡陀羅[ダラク]の説
一 糸巻の糸綱さる俗の説
一 表右衛門父の説

浅草文庫

花迺家文庫

一 土佐国宗我部氏系図の説
一 阿倍仲麿の説
一 安倍の説
一 戒名院号の説
一 先とあるは孫指の用る説
一 肩衣袴の説
一 結士乃武奥合物と用る説　保俗説
一 異國の書に引て神書とする説

俗説贅辨三

日本うらなひの説

俗説はいとく日本の占卜は皆西土乃伝来也
と業する小非なり日本占卜のはじまりは
神代巻ふ太占ありまた又廉ぬく占あり木綿つけ
鳥の卜あり水乃柏の占ありは皆故実あるもの
ゆえなり然中古はを今は伝へて殊勝なる和
對馬國卜部乃伝ふる亀卜なり対馬國藤齊延
亀卜傳曰尚玉卜部は和説はいとく在昔　神功

皇后三韓征伐乃時肖國卜部の始雷命皇軍ホ
陪ひ三韓より帰国肖玉下縣郡阿連村ホ留り給
ト式術祭祀乃法を造り給ひ其子孫卜部ら
てをよ卜術を伝ら其卜部上古十部あり玉
殆て中古絶ぬりて又ふたつ存やり度舎
延經曰神名帳對馬國下縣郡雷命神社神功紀
云中臣烏賊津使主爲審神姓氏錄云津島直天
兒屋根十四世孫雷大臣命之後也與當國所傳
之說符合ら掠すらホ 延喜式曰卜部取三國卜

術優長者伊豆五人壹岐五人對馬十人めぐあ
ぐらら伊豆壹岐ホト新式偽あらと成ずず唯
對馬國ものみ式法なし 亀甲も見れ未ら
竹なとい古法れ遺ら乃るらおくあるれを
神功皇后の清代式偽来ら呉國式術よあらぎ
ちと見るべし先年大嘗会行給へ時卜部兼敬
卿 禁庭ら左亀を焼く太占乃卜みらい
四会まで承ら偽ら先又ひ亀ひ偽あるなるべ
呉國乃書を検ら亀卜の法彼國上古みル

より尚書よりこれ中古より音を失ひて無下乃法をもてる人なり宋乃蔡九峯とつよ人無下れ心を汲く十二末乃下を仕まりのとり異化とかく中し恐多し但新仕乃めなりハ古法れ拙きまネ若我國古法れ歯なすなれ仕尊べし

○たゞらり此說

俗方此書ハたゞらりとハ何まる曲尺也と何まと

と掛まる不非とたゞらりとハ人れ長さ定くろ

寸尺なり是上古乃法なり此代者ハ八尋殿とあ是これをばりと内外乃表　内裏れ乃[illegible]

もろ俗方乃曲尺を極めらるのまあ[illegible]

多りたゞらり中ゝりとや延曆儀式帳などふ

○毎社ゝ曲尺を付ゝハたゞりと正尺ハ写

しゝ地なり匠尺ハ聖德太子吳國れ曲尺を用

まゝりおりてゝまハ天主ゝ番匠れ受伝ある不

なり当世ゝ民方此茅屋ハ縄をひろゞりて架

とゝむ是たゞりれ古法なりゝまハこの

たゞ[illegible]を失ひくとハ七人立すと
いふめる職掌ハ宮て古伝をべし唯矢ぐら
長ぐらを作くナニ来こぶ也なぐいふ也故
実代ことゞなり

○神主を作る説

俗方乃學者先祖の神を祭ふ伊川先生の宮の
ひし神を城用ふ
を拙すふ恐くハ非なり先年吾邦世代大儒
と学えし人ハ同ていく日本人伊川の神主

を用て先祖を祭るハ必ずぬ[illegible]なれハ生く[illegible]
時ハ日本人死すると名のりこし人ハなるとい
ものこめ用大儒答ていく[illegible]理ハ天地一枚の物
なれハ日本唐代国なし伊川乃神主を改の
物なれハ日本人用ふ宜なりとれど周天
までを用ハあり[illegible]くらるなれハ日本流
行乃時人を用さきとなりのぬ[illegible]どす人かし[illegible]
大[illegible]るゝよいまは果して用ず日本代[illegible]あ
らバそれ[illegible]なれど[illegible]ぬよ

アて宮也と答ふ夫源姓の祖神ハ六の宮なり菊姓の祖神ハ春日の社也橘姓の祖神ハ梅ヶ谷清原姓ハ祖神ハ菊代素なり菊原姓ハ祖神ハ天満宮なり是ハ在て姓神といふの類社といふる成ちゝび何先祖を祭る神体の古法なりといふん豈不信の甚敷ものあるべしやは伊勢宮ハ神体ハ古鏡なる小笠原家の有職表筒中筒ハ古鏡の祭法ありゆゑこれを乃ぞんとの人国法なれバ力をよバず

佛ハ流の位牌を用ゐるといふハ誤なり夫日本ハ神国なりかゝる流の神主を用ひ朱墨の類れを行ふハ怪あるべきなり

垂加晩年不用神主

○西土ハ菜の法

世俗乃醫師日本産の菜ハ性あしくとて西土より来る菜成用ゐ

と称するハ恐くハ非なり夫日本ハ神国なるゆゑ

ハ国なりとて支いはゆる面あるべし国を瑞穂と号し

米穀ゆゑ味ハ地ハ五国ハ成る西土

其人毎年我稲種を載て渡り給ふ人おゝかるなり
且國初乃時素戔烏尊五十猛命等樹種を播植
て日本中悉青山となるべきなれども遂に衆
材のごとくなり是未徳の蛮なり國初　天照大神を
大日霎貴と中し日乃徳をひく天下を君臨し給
ひ國開より今まで一姓天下をたもつ事これ
蛮國乃不及所乃徳なり蛮國より米穀等
案一日片時も國を侵されず西ちれ屋もまれバ夷
狄乃為に國を奪ひ君を弑し辱をふたまの

こすと國日は為ろべうず乃徳乃無し西土中古
より金銀を絶し舎ゆを用ゐる已ゆ五百年通鑑續
編輟耕録等の記すが如くべし且器械禁裳は
て人命ゆうもう乃國對馬島ゆ銀ときき陸奥ゆ
金泥ときしより今まで金銀ゆうゆ國これを
墓て蛮里乃波濤をこのぎ毎年巨万をとりとるゆ
乃且天蘂雷の劍ハ中しゆ名し天國真守等合
ゆ乃ゆまで日本劍工のぬきゆ國よきうざりゆもて其
劍乃堅剛鋭利我ゆのまるすゆハさるゆ及ず武備志

よあらハすに及ぶ亜朝鮮征伐乃時あ國劔戟の利鈍
法書よりもすに考べし先金徳の盛なり西土黄河
乃濁水城郭を破り山岳を崩し國を滅し人民を
漂没するに繼てあらべくもなく天まで泛て自煙草を
負ものゝ如き先世乃史記ハ大学術義補ハ民
に害となるやり赤國水清く味甘く風土ハ性を乃
てあ者を流せし城郭山岳を没沈するなし
豈水氣ハ豈あらずやあ式五行の秀氣を鍾めて
為國ハすぐれし赤國なるに何獨ハ根樹ハ

が國ハおとらんや且朝鮮陳の時金徳といふ名醫と
ら八至て為國へ来朝せり日本ハ茶を法りく使ひ西
土朝鮮ハまさりといひ甚種を出ハくそを販せり
を年まで金徳が地ごうを性まゝ作ら人めとう
や先又我えの高勢ハあらざる花券とすべし花作
ハ馬を論じて曰大事必乗其産生其水土而知其
人心とあり甚國乃戦ハ馬ハ乃馬なくれバあ
きハ乃ハずして大ハれ戦ハ用ぐ〻とも豈猫馬
のごとくんや甚國ハ生ずるものハ皆國ハ人を者

ひそ山よりはずれ草ハ甚山れ獸を育す伺他よ求て生活せんや且ところ〻れ葉乃ところハ〻づうを毒なるゆよりなり毎の毒ひとやをくなりて味れ事なり上古多くしるもの西せれ葉なるれど拙くすれぞといくぐ上古乃人多く天札せんや不豆のをしきく惟味偏勝の品我國ハ産せざるゆハ國よりとめくゝ可なり甚他ハ〻ぐ山れ葉を用べき事なるべし

○補陀落乃說

俗說補陀落を補陀落世界とて極楽なりといふを案するゆ非なり華夷通商考曰普陀山ハ寧波府乃内定海縣よある島なり日本より海上三百里ばかり西南方なり補陀落迦山と号すゆハ梅岑山ともいふ觀音の靈地とて寺あるを出家ばかり居住す日本僧慧萼とゆふ人開基なりとそ第治寛文のはじめこゝ鴻より舟仕出し長崎へ來しゝ續綱目元至元二十二年補陀僧如智使日本と伺ひ宋太史集まて詳ゆ補陀落のすを載たり

釋迦より八宗下ゆを紀元して無て人れ法来る
所なくなりて小さ酒を盃を毎きゆとして
うり文育なる僧侶ゆとて酒をながして
國ゆ生きんすをねがふ大笑よあらずや

○ゆ法より来朝する僧侶孔
俗官ゆ國より来朝する僧を妄ゆ信じ敬して名
僧と為

と掛るゆ非なり源元来唐ゆ来朝する僧
ハせめて實乃禪僧ゆれバ佛乃を法人れ信仰

すゆ迷たるゆ〳〵ぞを年来朝する僧ゆ委況
下れるのありたとへバりゆまゆ生て遊女の宴
席をれとも主客れ乃をりてなゆ双方より金銀
をうりく世まるるの1の遊宋をよくし詩をつ
くるゆ清麗紀月酒茶ゆ長じやさきのゆ
なりもゆ学ゆ者く極遊女乃社席の勤とゆ
ずゆきゆより極民にて佳農商乃世まるる業
とゆ〳〵ゆ不浄色愛をもりて是元を恥ゆ日本へ
まゆる船ゆたりて来朝せゆを我邦の人外國

乃ち是れ世俗の説なるべし他りなるべきかを記すべ
きことなるまでなれども其國乃名傳はれ
心ざしとなりひあつく扶助し崇敬するあるべしと
外國の人と来るまに左なくさしてくハ晉の
郭欽江統が論ずる四夷出入を防ぐは暗しまして
世業惰奕好色乃惰夫河孫童すべくんや此るを
濊貊と東夷の果西をよくもる人まてものがるを用
と雖ども人ならまく家ともるしぬ手傳
此名ものがれをば見すれぬ

○秀吉公乃父祖説

俗説に秀吉公ハ尾張國愛智郡彌阿弥と云ふ小
民乃子也又一説に同郡中村乃人木下彌右衛門子也
又大系國ふ中村泳助が子也
と掲るふ之くハ皆非なり秀吉公ハ
身微賤より出るといみうくしかるに國まで
卑賤の小民なりしるを中世まで母公ハ已
に大政所と号しまり崇敬他なく没後に贈
に牌と建まりり父明とられたるハ贈官贈位

なといりでう榮耀を極さるんやうさが〻記よ
るて手ささなきゆへ〻蓋秀吉公ハ生じのゝ
ハ天地乃君の一妖氣槍ハ天よりくだりぬし必定
も人類ハたゞとゝへうる事ハ元を代ハるなる
ゆゑの一人ハ父三人まで也ゆゑ名記ハ左
るす羽柴官ぐめきハのとゝりれるたゞ大和
大納言多次ハ母云南明院ハ三人ハ義の孫乃
子なるべし

○土佐國長宗我部氏系圖乃説

俗君ハ軍記ハ土佐の國主長宗我部元親ハ父を元
國とゝ元宗の父を元秀とゝ記しゝり
と案するハ非なり秦氏系圖曰秦家根源秦始
皇也自始皇六代種之時來朝仲哀天皇賜秦姓
聖德太子誅守屋時厥十五代孫河勝有功其末
葉受任土州後辭任而留當國仍賜長宗我部本
領於兄弟居於國之左右代代如此一人國澤是
也始祖能俊生俊宗俊宗生忠俊第久禮田忠俊生重
氏重氏生氏幸氏幸生滿幸滿幸生兼光道場開基廣井

中島野田大黒按金剛頂寺國宣曰建武二年四月十三日土左守當時人朱注曰兼光蓋此人也世代於此可考

兼光生重俊重俊生重高重高生重宗重宗生信能此親子代屬尊氏將軍信能生兼能此代建立吸江庵賜寺奉行兼能生兼綱仁翁庵開基久富光富馬場宍崎寺田豫州乙地

兼綱生能重隱溪寺定光庵開基按此下能重庚流多文意不分明省之

生元親有庚流元親生文兼此代家嫡元門退出後再有家務家中錯亂之故吸江寺奉行天行寺野田文兼生元門此代違背主親坊不知行按此下亦有庚流兩命流浪諸國家中錯亂有年矣後赦免再安堵家督乃相續舍弟雄親元門無子舍弟雄親爲嗣先代家中擾亂文書紛失悉記先規以相續嫡子兼序云常通寺開基

雄親生兼序兼序寺開基弟序堯親興道孝國決嫡女山田二女豊永三女牧井田四女吉田兼序生國親信濃守瑞應寺開基法名覺世次男親貞三男親泰四男親房嫡女吉良二女十市三女波川四女津野五女他腹國親生元親宮内少輔右世嫡二十一代見系圖元親より後ハ系圖なのやず

と兼ずるふ元親嫡子信親天正十四年豊後國戸次川ゑ戦ひ討死今度土佐ゑ盗賊大坂ゑ統ゑ元和元年六條河原ゑ誅せらる秀吉公譜難波戦記等ゑ尽くしり

阿倍仲麿乃説

世俗何倍仲麿名臣なれ名を西土まで揚られし
とよ
と揚まるハ非なり仲麿君臣の大義をわすれし何
名臣とすべけんや夫為人臣者無外交と外交
さへゆるさず况他國ま仕ふべけんや日本諸國
乃士をそんるべしからず生國譜第乃主君ぬぎ
まとせぬま傍の國へ行てなにせは生國乃主人
豈ゆるさんや必召さぐりて罪科まゆふべし我
其の肉まんまるのめしまして外國ま仕ふべけん

や大義を失ひ國體を害するもの甚しきなり
実は年齢れ罪人也たとひ堯舜乃御代ま参りあ
ひ孔子をめきとるとも同じにして日本人として西土ま
仕ふるハ不義なりまして唐玄宗粛宗代宗德
宗等乃三綱乱たる禽獣乃ありなる無ふぬのかんぞ
しきまするて仕へもしやありよ仲麿も詩を作
り文くるを残すとし大義乃眼あるぶるなるに
宜なるハ高附李白王維などのけうもともと知音
なるゆ顔魯公杜少陵などハ爪弾しぬべし哥学

者乃流よ三笠山より出る月もと八日本の天よと慕
ひまる心なりとり〻ぶ国ならハ〻くて実なり〻と
いへべ〻西土乃書よ載す朝衡即仲磨也銜命使本國
詩云天中戀明主海外憶慈親りろう成天中と
さし我國を海のとなりとなれ山成慕ふ心いづこふ
あるやとそろこ〻といふハ我室と越てり心をき
邊鄙の名なり法城のよ〻地となるめ相模國乃
あ〻ぐ乃ふ法をきいなるれをなり古人名を令
ずるれをんるべ〻の天中と詠ずべ〻や山上憶良

三韓よりいく天さるひるとと詠〻これ乃日本人乃
国なるべ〻れ日本人不孝ものてか国よ陷をゆるべ
地乃なくハ一生蔬食菜羹〻て民乃窮死〻
て可也り〻の国の者官爵をあるハ辞〻て不受
てすなり狂又せまるバ死を受〻て不仕へて蟄居家
鉉翁乃元朝よ住居〻心持なるべ〻色乃人臣れ
なるべ〻れの姓名を変じてか国乃官禄を受ん
や仲磨よりきるべ〻を無鹿苑院義滿明朝れ王爵を
うけ〻れ〻大なる不忠也ものを息勝定院よりて明

と無詞を絶るひし義理乃尚武といふ屋しる美隣
國寶記ハ出ちりそ一のかゆをていたぐ年重盛ゑの金
ちゝ一色又人にく紀るれ至ゑ又拙ぎるハ中古遣
唐使といふるあるを沖出るをいてめけをちゝむ豈日
出處天子れ沖出りて日没處天子ハ使を書し
方地をそげて奔走する事あゝんや茂ゆ奏じて
を唐使を待のふ元ゑんといふべし宮て西土の國体
不立減逆おはぐをん淺きしくなりのふてめべし実
ハ沖出れをぬべし遣唐使れるハ清獻遺言講義

といふ書ハ論ぜり考べし義滿受明王爵稱臣削年號國寶記譏之可考

○年忌乃說

世俗年忌とて佛を請じ法を行ふるあるを
と拙するハ非なり垂加曰年忌といふハかゝれ
書ハ多一日乃舊紀ハたゞ十三年忌
ハ國俗ハ出りこれ一十二支をりてをぐまるゆ
る先支とむ入てをひをふいをゝとりあるす
なりかの法師よき事とてりなるの十七二十五
二十三五十百年忌などいのくたゝ法ゆむをら

こたへするに人はまづいてさそうげうたうゝ如くなる
事也和尚の始曰十三年忌ハ國俗ハ出家ハ元亨
釋書ハ知らるれどもいつ比より始ることを詳ならず
お納言信西が十三年忌を播州中御門言これを修せん
とせゝ新古實は偽書也明遍同じくせざりしとゝ
乾佛事ハ本流なきるなれど成べし佛母八月十九日
まして止侯日本紀ハ大寶三年二月癸卯この日太
上天皇崩ずとあるよりしてハ由来久しきる
也但仏ハ人也バ中陰より後ハ佛ゆえ法ハ佛ゆえ法ハ也ぬ

ゆなり

○戒名院号の説

世俗ゆゝ位勢ある人死すれバ俗より戒名を付るゆ
基院殿と号す

と掲するハ出況此ハ俗より佛國ゝ西山公所作ゆ
昌寺律儀十七箇條曰以香火寺名爲創建檀主
之號乃本朝中古之風而名卿鉅公之稱也然近
世僧徒不論士庶謾授院號是大訛也向後堅禁
之且夫院號之下安殿字乃叢林禪徒所傳謬而

甚無義理向後縱雖有官爵者有故稱院號亦不得安殿字此流れ是ハ官位なき人ハ流号成けべ〻す流号ハ人すべ〻の字を添べ〻も

○先を祭るゝ孫膳を用る祝

世俗先祖を祭るゝ美味孫膳を用ゆ

とゝ掬するゝ非なり故実り乃椀一枚酒を以て

まける器ハ土器を用ゆ机ハ柳箱を用る者柳

れ枝を紙捻にあみ〻り物之春日乃出社ハ榊

乃葉木をなゝべ故りづ〻にあみて机と供物を

拍葉より〻古膳をゝハ多といひ器を葉盤と

いゝハ先ようて成べ〻けまくものて紀伊物之

物多れ膳饌供物蒸飯水田盛物螺鬢斗

飯ハ三杯まれもゝげ酒ハ一枚ざけ飯をあまひと

たる物なり法物ハ蒸して用ゆ煮るゝなり有爾

村の土師の物ハ他りなる土器を用ゆ箸掬を

いゝくつくる毎日夜ハ膳飯よといて高机の上ゆ

供へする釜ハ土釜と鐵釜を用る事なり瓷器を

不用華美れ器なり凡家敷瓦を忌碧石を忌

みうやぬきを用ひるの上皆抑驕戒奢侈世の質
朴を志めすの教なり伊勢えくのごとし天下
万姓乃祖先祭年生れ奉養仕の色をかりいてま
なびなまゝざらんまれバ鎌倉殿乃時餅蒸飯を盛る
朴素を用ふる後ある人楮乃素を用ふる故乃帝
望長眉をひそめていくく世已る文華を捨たりと
知者といふ歟 大將軍合德院江戸を御居
城ゆ定めらるし時 東照大權現様三日城
京よをしと昔ひし一回日乃地ごり成歟し

五十年おきて祇園会乃餅を相乃素を布
て麩を望ると先くしあ老人語るまゝしバ素れ
大嘗をとりひ相乃素れすハ中伝らん人ゆ 故九
帝ゆ人世バめ中まれんや我國の學問を有職
歌乃こ者伝ゝされハ奥義ゆ知る事難しとかや

○肩衣袴の沒

世俗曰肩衣袴ハ初軍義政の時伊野合戦正月元
日ゆ起りゆ名る殿中饗会れ元禄来の世と云と
きりてゆ従ゆ先ゆ古例となる和川抄くのおお

なり

と称するは素乃化といふハ色まてとうるふ同一

書曰武家用肩衣袴細川頼之制之是用神代之

服為禮服抑後世之奢也肩衣袴皆無襞積有襞

積始乎近代也觀信長公畫像猶無襞積古記曰

秦元親於伏見邸奉招請秀吉公式臺結番士皆

著三幅袴是也此式なれハ肩衣袴の製上古よりみ

しは中世華美をきわめ下くもれるなれ故なり

○武士乃武具金物を用ふ

世俗刀をきぢーの飾よ上下皆金を用ふ

と称するは非也凡武具皆金銀を飾を用へ

一書曰陸奥役源將令士卒以美鎧賣於敵陳源

平時下河邊庄司行平於長門主從賣鎧買舟無

鎧亦可歟那須遠宗家藏與一鎧在負籃内今世

之疊具足而極質素八島所射箭一手内片手亦

有之楠正成之鎧在千劔亦極質素以綿花糸綴

屬之此況ん乃べし鞍馬よ判官義乃甲曽あを

乾又金銀乃飾なし箱根よりこの方に見出乃者乃有
り名ねの重寶なりとの商人ふうーこうといふと
代ゝ〻ざりと大よ異なりむし銀ハあり金ハすべて不用
と乘士代金をいく大小刀成ゝざるハ大ゝ多ゝ借といふ屋
し一書曰小柄笄古皆用木竹用金鐵起平中古
云

○保侶乃説

世俗曰かゝハ涙樊噲ゞ母の衣とゝどれり又保侶
橘の四郎よりいて又字右ゝきやうゝるといふ

と掲すゝ非なり母代衣の説西土の一書より出ゝり
此ゝ書ゝ西土代此ゝ有ゝ
ずゝ書代名をバ已すれぬかゝハぬくゝ代略訓也
大已尊命袋を負ふ縁ゝりたゝれとの代ゝ袋
をうハざしといふ矢がゝりゝ出ゝ名起ゝぞかゝ
代用ゝたてやゝかゝを髪ゝ上ゝ事ゝ名職代
ゝ名ゝゝゝゝや文字ハ三代實錄ゝ保侶とゝけを
姓ゝ付ゝく文字名ゝとハ伴命代説なり
○異國乃書を引て非ゝを説

俗語乃佛書に注解多く、外國に書を引て發明す
を掲するを非と不可以異國之道混説是垂加翁
背を示す源一乃道源大よいもしめのよ不なり
を附佛乃大は開けト教並俱などハかとりそさ
よふ及纂疏口訣などのごく佛を引て佛をとく
ハ乃合也て人てこれをよしとせど只智仁勇を以
て三教佛儒を引紀中庸をいく中庸を読じ中極
乃乃し天地中主を稱し土用をいく蛭兒を泥すち
類乃理教切して源を明白なりなを読者其非

を為る夫我佛乃ハつ最初乃乃ものて一点て
他國に乃なまず人を学をを兵をうみのまに西を
と求べしり儒書をいてこれを稱せバたとひ乃理
を害なくを儒教乃氣象を味ひられてるず
うこれまなるかをを彩るるとかり色しを大
ようなるくへきかなりをを上堯舜の父を湯武の君
臣儒教に主をとをを乃乃系乃に大を忌畏をふ
なり乃に根本を問るをくのごし元乃右しが
たきものなり垂加翁儒書を伺ひや一をを佛乃

のうかされし沈丁をうれるやゝ白し儒者は
さてなしの席をもてなす人は話をすゝめし
法をもべきものなり

俗説贅辯三終

六角通御幸町西仁入町
正徳六年孟春望日
書林　茨城多左衛門刊

国立公文書館
National Archives of Japan